

埼玉西部環境保全組合公告式条例

制定 昭和47年 2月 7日 条例第1号

改正 昭和49年12月16日 条例第10号

昭和62年 2月25日 条例第2号



## 埼玉西部環境保全組合公告式条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、埼玉西部環境保全組合事務所の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印をおさなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則その他組合の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

(告示、公告、公表)

第7条 この条例に定めるものを除き、法令の規定により、本組合又は管理者若しくは組合のその他の機関がしなければならない告示、公告、公表等一般に周知を要するものについては、第2条第2項の例により本組合の掲示場に掲示してこれを行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例以前になされた公告は、この条例の規定によってなされたものとみなす。

附 則（昭和49年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。